

『R4年度税制改正大綱(6) スタートアップや地方拠点強化』

今回の改正では、新たな産業の創出と既存企業の事業革新を図るためオープンイノベーションを更に促進する措置が盛り込まれた。特別新事業開拓事業者(スタートアップ企業)に対し特定事業活動として出資した場合の課税の特例は以下通り見直され、2年延長される。○出資対象となるスタートアップ企業について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社にあつては設立の日以後



15年(現行:10年)未満を要件とする。○特定株式の売却等を行った場合に益金算入の適用を受ける対象期間を、特定株式の取得日から3年(現行:5年)以内とするほか、特定株式の保有見込期間要件も同様に短縮される。地方拠点強化税制を以下の通り見直し、2年延長する。○対象となる特定業務施設の範囲に、「情報サービス事業部門のために使用される事務所」を加える。○オフィス減税では、中小企業者以外の法人の取得価額要件を2,500万円(現行:2,000万円)に引き上げるほか、認定日の翌日以後3年(現行:2年)を経過する日までに取得し、事業の用に供することとする。○雇用促進税制では、適用年度中の特定業務施設の雇用者増加数の要件は廃止。雇用促進計画の提出期限は、認定の日から3月(現行:2月)以内とする。

『「事業復活支援金」給付 11月～今年3月いずれか対象』

中小企業庁はこのほど、引き続き新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、個人事業主に対して「事業復活支援金」給付を実施する。ポイントとしては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が対象で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、対象期間の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者が対象となる。

【給付額】基準期間の売上高一対象月の売上高×5【基準期間】「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)【対象月】2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)【給付上限額】売上高減少率が50%以上減の場合個人事業主は50万円、年間売上高1億円以下の企業:100万円、1億円超～5億円:150万円、5億円超:250万円。同様に売上高減少率が30%以上50%未満の場合は30万円、60万円、90万円、120万円となる予定。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com